

令和6・7年度

物品購入、修繕及び役務の提供等業務

競争入札等参加資格審査（追加）申請手続きの概要

窓口申請

三次市が、令和6年度及び7年度に発注する物品購入、修繕及び役務の提供等業務委託（建設工事、建設コンサルタント等業務は除く。）の競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、提出しなければなりません。

1 資格審査申請書等の提出先

申請区分	提出方法	提出先
市内業者 (登記簿上の本店を 市内に有する者)	持参のみ	〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8番1号 三次市役所 財政課 契約係 (三次市役所東館4階) TEL 0824-62-6141 (直通)
市外業者 (登記簿上の本店を 市外に有する者)	持参又は郵送	

※入札参加等又は契約の相手方の対象は、原則「三次市物品購入、修繕及び役務の提供等業務入札参加資格登録業者名簿」に登録された「市内業者」とし、「市内業者」では対応できない、又は競争性が確保できない場合についてのみ、「市外業者」に対象を拡大します。

ただし、緊急を要する場合や特殊な案件等、特別な理由がある場合に限り名簿登録の有無を問わず発注する場合があります。

2 受付期間

	受付期間・受付時間	
追加第1回	令和 6年 4月 8日 (月) から 令和 6年 4月 19日 (金) まで	◎窓口受付 9:00～12:00 13:00～16:00 ◎郵送による申請の場合は、 <u>受付期間内必着。</u>
追加第2回	令和 6年 7月 1日 (月) から 令和 6年 7月 5日 (金) まで	
追加第3回	令和 6年 10月 7日 (月) から 令和 6年 10月 11日 (金) まで	
追加第4回	令和 7年 2月 3日 (月) から 令和 7年 2月 7日 (金) まで	
追加第5回	令和 7年 5月 12日 (月) から 令和 7年 5月 16日 (金) まで	
追加第6回	令和 7年 9月 1日 (月) から 令和 7年 9月 5日 (金) まで	

※受付期間を過ぎると受け付けることはできませんので、必ず期間中に申請してください。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 営業に関し、法令の規定による必要な許可、認可等を得ていない者。
- (3) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。

4 資格認定

資格認定については、市ホームページの入札参加資格者名簿でご確認ください。

【公表事項】 受付番号、市内・市外の区分、商号又は名称、本店の所在地、希望業種区分

5 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和7年度の末日（令和8年3月31日）までとします。

ただし、この資格は、令和8年度においてもその年度における資格が認定される日まで有効とします。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

- ・様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。前回申請時の様式を使用しないようご注意ください。
- ・提出書類については、提出書類一覧表の番号順に「クリップ留め」してください。
- ・○印は提出が必須のものを示し、△印は届出、加入、認証取得等をしているなど該当がある場合に提出が必要なものを示します。
- ・行政書士の方に申請を依頼される等、窓口に来られる方が当方の質問に答えられない場合が見受けられます。申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。

番号	提出書類	様式	窓口申請（書面申請）	
			市内業者	市外業者
1	物品購入等競争入札等参加資格審査申請書 ※委任先（受任者）の押印は不要 ※住所の地番等の表記は略さず「三丁目2番1号、2番地1」のように記入してください。	様式 第1号	○	○
2	営業実績書 ※任意様式でも可とします。（ただし様式第2号の項目は必須） ※三次市を発注者とするものに限らず、完了済の実績を記入してください。（記入する期間は問いませんが、1頁から3頁程度としてください。）	様式 第2号	○	○
3	業種区分一覧表（①～③） ※詳細の欄にできるだけ具体的に記入してください。（特にその他を含む業種を選択した場合） ※該当がない場合も①～③をすべて提出してください。	様式 第3号	○	○
4	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面）【写し不可】 ※受任者の押印は不要 ※委任期間は、「申請年月日から令和8年3月31日」としてください。	様式 第4号	—	△

番号	提出書類	様式	窓口申請（書面申請）	
			市内業者	市外業者
5	使用印鑑届【写し不可】 ※代表者の印 ※委任する場合の使用印鑑は、委任先の印鑑を届けてください。 （届は本社として作成してください。）	様式 第5号	○	○
6	市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの 証明書）【写し不可】 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行された ものを提出してください。 ※市外業者の場合、三次市内に営業所等がないなどのため三次市に税 金を納める必要のない場合には、必要ありません。 この場合、様式第1号の「※三次市税についての納税義務」の無に ○印をしてください。	—	○	△
7	国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3」、「その3の2」、 「その3の3」のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方 消費税に係るもの）又はその写し （免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されま す。） ※納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されます。 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行された ものを提出してください。	—	○	○
8	令和6・7年度物品購入等競争入札等参加資格審査申請書受付 票	様式 第6号	○	○
9	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し ※法務局が発行する履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行された ものを提出してください。	—	○	○
10	財務諸表 ・法人…直前1年分の事業年度の下記①から④の書類 すべて ①「貸借対照表」、②「損益計算書」、 ③「株主資本等変動計算書」、④「注記表」 ・個人…直前2年分 ◎青色申告者は青色申告決算書（貸借対照表・損益計算書） と確定申告書の写し ◎白色申告者は収支内訳書と確定申告書の写し ※法人で資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度 の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の 前年度の財務諸表を提出してください。	—	○	○

番号	提出書類	様式	窓口申請（書面申請）	
			市内業者	市外業者
11	営業に関し、法令上必要とする資格（許可・認可・登録等）の証明書の写し	—	△	△
12	特約店、代理店証明書の写し（特約店又は代理店の場合）	—	△	△
13	市税等納税調査承諾書（市内業者のみ提出）	様式 第7号	○	—
14	令和6・7年度物品購入等競争入札等参加資格審査申請書類 確認票	様式 第8号	○	○
15	受付票送付用封筒（市外業者で郵送により申請したもののみ提出） ※長3の封筒に宛名を記入し、110円の切手を貼付したもの	—	—	△

※各様式の日付は、受付期間内の申請書を提出する日をご記入ください。

※各様式の㊟と表示されている部分には、その欄に該当する印を押印の上、ご提出ください。

7 補正

- （1）提出書類に記載誤りや不足等の不備がある場合には、窓口、電話等で補正の指示をします。（簡易なものであれば市が訂正することもあります。）
- （2）補正の指示を受けた場合は、不備を補正の上、申請受付期間中に再度申請してください。期間内に補正が完了しない場合は不認定となり、次の追加申請期間に改めて申請を行っていただくことになりますので郵送で申請される場合は特にご注意ください。

8 その他

（1）入札指名について

この申請にかかる資格は、競争入札等に参加することができる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。

（2）申請内容に変更があった場合

書類提出後において、記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出してください。変更届の様式は市のホームページからダウンロードできます。